

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和60年9月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

4 1	平成28年8月町田市告示第188号に定める町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「南町田駅周辺地区地区整備計画区域」という。）
-----	--

別表第2に次の1表を加える。

4 1 南町田駅周辺地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)		
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等	距離	適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	軒の高さ
A地区	次に掲げる建築物以外 の建築物 (1) 一戸建て住宅 (2) 長屋 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、 ばちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これらに 類するもの（ゲー ムセンターを除 く。） (5) 工場（自家販売 のために食品製造 業を営むもの及び クリーニング業、 自動車販売業その 他これらに類する サービス業を営む 店舗に附属するも のを除く。） (6) 倉庫業を営む倉 庫 (7) 法別表第2（り） 項第4号に規定す る危険物の貯蔵又 は処理に供するも の（敷地内の建築 物の供給処理に伴	—	—	500平方 メートル。 ただし、ガ ス事業法 （昭和29 年法律第5 1号）第2 条第1項に 規定する一 般ガス事業 若しくは同 条第3項に 規定する簡 易ガス事業 （以下「一 般ガス事業 等」とい う。）の用に 供するガバ ナーステー ション又は 公衆便所、 巡査派出所 その他これ らに類する 建築物で公 益上必要な ものの敷地 については、この限	町田都 市計画 南町田 駅周辺 地区地 区計画 計画図 に表示 する距 離		次の各号の一に該当 する建築物等 (1) 歩行者の回遊性 及び利便性を高 めるために設け る歩行者連絡デ ッキ、階段、エス カレーター、エレ ベーター等（これ らに設置する屋 根、ひさし、柱、 壁等の部分を含 む。） (2) 一般ガス事業等 の用に供するガ バナーステーシ ョン (3) 駐車場の出入口 及び道路に接す る車路 (4) 建築基準法施行 令第2条第1項 第2号ただし書 に規定する国土 交通大臣が高い 開放性を有する と認めて指定す る構造の自転車 駐車場の上屋	120 メー トル	—

	う危険物の貯蔵倉庫を除く。） (8) 風営法第2条第6項の規定に該当する営業に係るもの			りでない。				
B地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建て住宅 (2) 長屋 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (5) 工場（自家販売のために食品製造業を営むもの及びクリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。） (6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合が10分の30を超えるもの (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 法別表第2（り）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。） (9) 風営法第2条第6項の規定に該当	—	—	500平方メートル。ただし、一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等（これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。） (2) 一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション (3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路 (4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋	—	—

	する営業に係るもの							
C地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建て住宅 (2) 長屋 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 工場（自家販売のために食品製造業を営むものその他これに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。） (6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合が10分の30を超えるもの (7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (8) カラオケボックスその他これに類するもの (9) 倉庫業を営む倉庫 (10) 法別表第2（り）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。） (11) 風営法第2条第6項の規定に該当する営業に係るもの	—	—	500平方メートル。ただし、一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等（これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。） (2) 一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション (3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路 (4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋	—	—

	の							
D地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建て住宅 (2) 長屋 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 法別表第2(り)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。)	—	—	500平方メートル。ただし、一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等(これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。) (2) 一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション (3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路 (4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋	—	—
E地区	都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物	—	—	500平方メートル。ただし、一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等(これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。) (2) 一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション (3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路 (4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定す	10メートル	—

							る構造の自転車 駐車場の上屋		
--	--	--	--	--	--	--	-------------------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1		別表第1	
番号	区分	番号	区分
略	略	略	略
<u>41</u>	<u>平成28年8月町田市告示第188号に定める町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「南町田駅周辺地区地区整備計画区域」という。）</u>		

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表（改正後）

別表第2

1～40 略

4.1 南町田駅周辺地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)		
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ	
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等			建築物の高さの最高限度	
A地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建て住宅 (2) 長屋 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (5) 工場（自家販売のために食品製造業を営むもの及びクリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。） (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) 法別表第2（り）項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。） (8) 風営法第2条第6項の規定に該当する営業に係るもの	—	—	500平方メートル。ただし、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業若しくは同条第3項に規定する簡易ガス事業（以下「一般ガス事業等」という。）の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田市計画南町田駅周辺地区地区計画計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等（これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。） (2) 一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション (3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路 (4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋	120メートル	—	—
B地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建て住宅 (2) 長屋 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (5) 工場（自家販売のために食品製造業を営むもの及びクリー	—	—	500平方メートル。ただし、一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限り	町田市計画南町田駅周辺地区地区計画計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等（これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。） (2) 一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション	—	—	—

	<p>ニング業、自動車販売業その他これらに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。)</p> <p>(6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合が10分の30を超えるもの</p> <p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) 法別表第2(り)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。)</p> <p>(9) 風営法第2条第6項の規定に該当する営業に係るもの</p>			でない。		<p>(3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路</p> <p>(4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋</p>		
C地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建て住宅</p> <p>(2) 長屋</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 工場(自家販売のために食品製造業を営むものその他これに類するサービス業を営む店舗に附属するものを除く。)</p> <p>(6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)</p>	—	—	500平方メートル。ただし、一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	<p>次の各号の一に該当する建築物等</p> <p>(1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等(これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。)</p> <p>(2) 一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション</p> <p>(3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路</p> <p>(4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋</p>	—	—

	<p>の延べ面積の合計の敷地面積に対する割合が10分の30を超えるもの</p> <p>(7) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</p> <p>(8) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(9) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(10) 法別表第2(り)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。)</p> <p>(11) 風営法第2条第6項の規定に該当する営業に係るもの</p>							
D地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 一戸建て住宅</p> <p>(2) 長屋</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 法別表第2(り)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内の建築物の供給処理に伴う危険物の貯蔵倉庫を除く。)</p>	—	—	500平方メートル。ただし、一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの敷地については、この限りでない。	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等	—	—
						<p>(1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等(これらに設置する屋根、ひさし、柱、壁等の部分を含む。)</p> <p>(2) 一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション</p> <p>(3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路</p> <p>(4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋</p>		
E地区	<p>都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物</p>	—	—	500平方メートル。ただし、一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション又は公衆便所、巡査派出所その他こ	町田都市計画南町田駅周辺地区地区計画図に表示する距離	次の各号の一に該当する建築物等	1.0メートル	—
						<p>(1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者連絡デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等(これらに設置する屋根、ひさ</p>		

			<u>れらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。</u>	<u>し、柱、壁等の部分を含む。)</u> <u>(2) 一般ガス事業等の用に供するガバナーステーション</u> <u>(3) 駐車場の出入口及び道路に接する車路</u> <u>(4) 建築基準法施行令第2条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の自転車駐車場の上屋</u>	
--	--	--	--	--	--

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表（改正前）

別表第2

1～40 略